

第 29 号議案

財産の無償譲渡について

下記の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市下矢田町医王谷 25 番 3	木造 2 階建	366.63 m ²

2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市下矢田町医王谷 25 番地の 3
名称 亀岡市森林組合
代表者 山脇安三

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市林業センターを亀岡市における林業振興の拠点施設として無償で譲渡することにより、森林及び林業に関する知識及び技術の普及、地域林業の振興と緑の保全を図ろうとするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から亀岡市の林業振興

に寄与するための研修、集会及び情報交換等の場又は森林整備等に関する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

- 5 無償譲渡をする日
令和3年4月1日

財産の無償譲渡について

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	構造	床面積
亀岡市下矢田町医王谷25番3	木造2階建	366.63m ²

2 無償譲渡しようとする相手方

所在地 亀岡市下矢田町医王谷25番地の3
名称 亀岡市森林組合
代表者 山 脇 安 三

3 無償譲渡しようとする目的

亀岡市林業センターを亀岡市における林業振興の拠点施設として無償で譲渡することにより、森林及び林業に関する知識及び技術の普及、地域林業の振興と緑の保全を図ろうとするものである。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から亀岡市の林業振興に寄与するための研修、集会及び情報交換等の場又は森林整備等に関する各種事業のための施設として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

令和3年4月1日